

海外の“ならず者”に効く
インターネット上の
侵害防止措置に向けた選択肢

弁護士 林 いづみ
桜坂法律事務所

1. 現状の対策の本質的な限界
2. 各国の侵害防止措置の取組みと進展
3. 日本の法制度でも認められてきた媒介者の責任根拠
4. 提案: デジタル時代に対応するための選択肢


1. 現状の対策の本質的な限界

- 「インターネット上の海賊版に対する総合的なメニュー」（2021年更新）の第2段階までの全ての措置を講じても、上位3サイトが月間3億アクセスに増加するなど、**海外に拠点を置くサイト運営者、CDN、レジストラ等の事業者に対して実効性なし**
- ヤフーは**検索結果の非表示措置**を講じている。
- 2021年9月には上位3サイトにつき**ドメイン単位で非表示**

判断基準

1. 検索結果の表示内容自体に権利侵害情報が掲載されている場合

- 権利侵害があることが明白であれば非表示
Ex.)画像検索結果に漫画の複製画像が掲載されている場合



(検索結果画面のイメージ)

甲田乙男
○○○.○○○.○○.jpg - キャッシュ
(詩など著作物性の認められる文章) ~~~~~
~~~~~

2. 検索結果の表示自体に権利侵害情報がない場合

原則：補充性が必要。

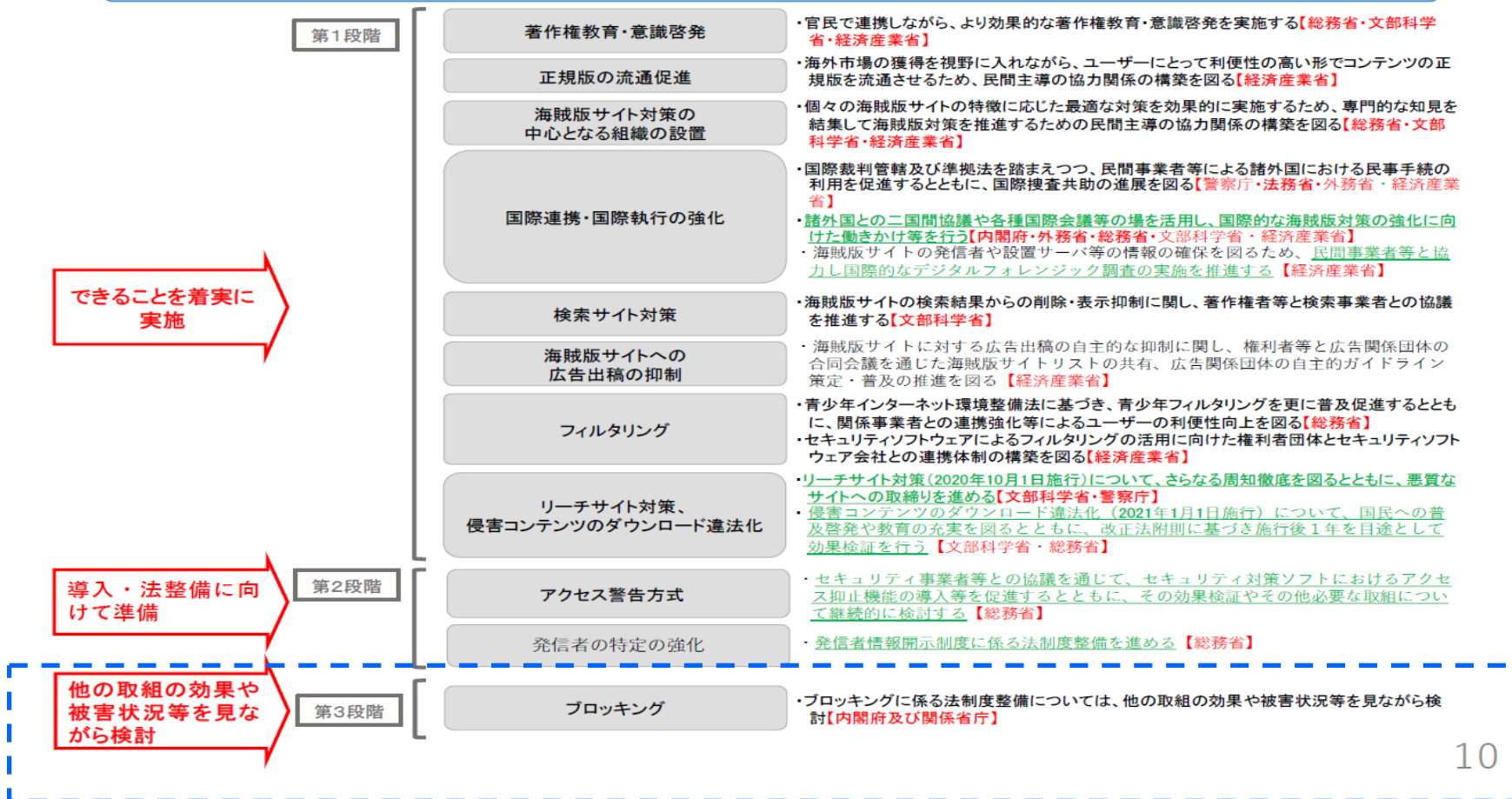
- 具体的には、「被害申告者がリンク先の表現者や管理者に対してリンク先のページの非表示を命じる確定判決（ただし、仮処分決定の場合も含む）を取得している場合」

例外：元ページにおける**権利侵害が明白**で、かつ**権利侵害の重大性**又は**非表示とする緊急性**が認められる場合

[検索結果に関する有識者会議～海賊版サイトへの対応について～報告書  
20220314\\_PirateEdition\\_SearchExpertsMeetingReport%20\(1\).pdf](#)

## (参考) インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー (令和3年4月更新)

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。



- ・官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施する【総務省・文部科学省・経済産業省】
- ・海外市場の獲得を視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図る【経済産業省】
- ・個々の海賊版サイトの特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図る【総務省・文部科学省・経済産業省】
- ・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図る【警察庁・法務省・外務省・経済産業省】
- ・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う【内閣府・外務省・総務省・文部科学省・経済産業省】
- ・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する【経済産業省】
- ・海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進する【文部科学省】
- ・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図る【経済産業省】
- ・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る【総務省】
- ・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る【経済産業省】
- ・リーチサイト対策(2020年10月1日施行)について、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める【文部科学省・警察庁】
- ・侵害コンテンツのダウンロード違法化(2021年1月1日施行)について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途として効果検証を行う【文部科学省・総務省】
- ・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑制機能の導入等を促進するとともに、その効果検証やその他必要な取組について継続的に検討する【総務省】
- ・発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める【総務省】
- ・ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討【内閣府及び関係省庁】

## 2. 各国の侵害防止措置の取り組みと進展

域外の“ならず者”事業者に対する効率的な手段がない！



侵害媒介者に対する差止措置

デジタル環境においては、多くの場合、媒介者が侵害を終わらせる最適の場所に位置している (best placed to bring such infringing activities to an end) (前文 59 第 2 文) → 欧州情報社会指令 (2001/29/EC) § 8 (3) 自己のサービスが第三者による著作権・著作隣接権侵害に用いられる「媒介者」(intermediaries) に対する差止請求 (injunction)

EU司法裁判所2014年3月27日先行判決 (C-314/12) : UPCTelekabelのようなインターネットアクセスプロバイダーは情報社会指令第8条第3項で規定される「媒介者」に該当する (侵害差止措置命令の条件を提示)

## ➤ 検索結果の非表示・降格

英国 2017年2月, 知財庁の仲介で権利者とGoogle, Bing検索事業者とが行動規範に合意

## ➤ DNSブロッキング

ドイツ 2021年2月, ISPと権利者が

Clearing House for Copyright on the Internet (CUII)を設立

「構造的に侵害しているウェブサイト」(ICIW)をDNSブロックするための手順と「行動規範」に合意

☞ 委員会が出すブロック勧告は、Bundesnetzagentur (BNetzA) (連邦ネットワーク庁。ネット中立性を監視するドイツ連邦行政機関)にも提出

→ BNetzAがネット中立性上の問題がないことを確認 (電気通信単一市場規則 (EU) 2015/2120 (TSM規則) の第5条 (1) に基づくネット中立性の要件)

→ CUIIはブロック勧告をドイツのISPに送り、ISPがブロック (アクセス制限) を実行

## 3. 日本の法制度でも認められてきた媒介者の責任根拠

ビデオメイツ事件（最判H13・3・2日）業務用カラオケ装置のリース業者は、その引き渡し先の飲食店経営者が著作権利用許諾契約を締結したことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき「**条理上の注意義務**」を負う

- ①カラオケ装置の危険性
- ②被害法益の重大性
- ③リース業者の社会的地位
- ④予見可能性
- ⑤結果回避可能性

侵害の共同行為者・侵害幫助者が、**権利侵害を知った以降に放置**する場合には、**侵害行為の主体としての責任を負う**（罪に濡れた2人事件（東京高判H17・3・3、チュパチャプス事件知財高H24・2・14）

**著作権法112条「侵害予防に必要な行為」**（生理活性物質測定法特許事件（最判H11・7・16で判示）（デサフィナード事件控訴事件（大阪高判H20・9・17）著作権法112条1項に基づき演奏行為の差止め、同条2項に基づき演奏に供されるピアノなどの楽器の店舗からの撤去や搬入禁止等を命令）

## 海賊版サイトに対する民事訴訟

19年講談社→リーチサイト運営者, 22年2月 出版4社→クラウドフレア(CDN)  
5月映像13社→ファスト映画投稿者, 7月出版3社→漫画村(閉鎖)元運営者,

## 4. 提案: デジタル時代に対応するための選択肢

### ➤ 選択肢 1

著作権法の改正：複製技術やネットワーク技術の進化に伴って生じた（システム提供型の）事案の解決のため、  
媒介者に侵害防止措置を命ずる要件を明確化した規定を新設するべきではないか

### ➤ 選択肢 2

（少なくとも）日本においても英国やドイツCUII型のような両  
業界（権利者側と媒介者側）の合意形成を進めるべきではないか

具体的な制度設計に向けた議論を始めるべき





*Thank you for your  
kind attention!*

**Izumi Hayashi**

Attorney-at-Law

**Sakurazaka Law Offices**

[izumi.hayashi@sakurazakalaw.tokyo](mailto:izumi.hayashi@sakurazakalaw.tokyo)

<http://sakurazakalaw.tokyo>

Tel +81-3-5563-1501

Fax 81-3-5563-1502